

I 計画策定の考え方

- 北海道アウトドア活動振興条例(平成13年条例第55号)に基づき、アウトドア活動の振興に関わる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に定める計画
- 北海道観光のくにつくり行動計画の施策別計画
- 計画期間: 令和3年度から令和7年度までの5年間

《施策推進の視点》

- ・ 人と自然との共生 ・ 北海道らしいライフスタイルの形成 ・ 地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保
- ・ アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化 ・ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組 ・ アドベンチャートラベルの振興

II アウトドア活動を巡る現状と課題

＜体験型観光＞

- ・ 滞在促進に向け、アウトドア活動をはじめとした体験型観光に期待
- ・ アイヌの人たちの独自の歴史や文化(民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ)開設)、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、広大な自然や密になりにくいアウトドア環境など、本道の優位性を活かした体験メニューを創出

＜アウトドア資格制度＞

- ・ アウトドア活動の裾野を広げるなどの取組のため、平成23年に制度改正
- ・ 北海道マスターガイド制度の運用開始(H27)や資格更新手続きの見直し

＜アウトドア事業者＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で休業又は活動縮小が6割(R2.6調査)

＜エコツーリズム＞

- ・ 官民連携や市町村の枠を超えた取組が進められ、徐々に拡大

- 自然環境の保全
- 安全性の確保
- アウトドア資格制度の普及
- アウトドア事業者の経営安定化(ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応)
- 地域の住民生活、産業活動等(SDGsを含む)への配慮
- アドベンチャートラベルの振興

III アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向

アウトドア活動に対する理解の促進

- ・ アウトドア活動に関する情報の提供
- ・ 学習の機会の提供

自然とふれあう場の確保、機会の提供

- ・ 自然とふれあう場の確保
- ・ 自然とふれあうための条件整備及び機会の提供

アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等

- ・ アウトドアガイドの育成 ・ アウトドア事業者の育成
- ・ アウトドア活動指導者の育成 ・ 資格制度認定ガイドの活用

アドベンチャートラベル(AT)の推進

- ・ アドベンチャートラベルの全道展開
- ・ アドベンチャートラベルに対応した人材の育成
- ・ アドベンチャートラベルに対応した魅力的なコースの造成
- ・ アドベンチャートラベルにおける北海道のブランド化とネットワークの構築

自然とふれあう場の保全

- ・ マナー、ルール等の普及啓発
- ・ 生物多様性の保全
- ・ 産業活動等との調和

体験型観光の推進

- ・ 地域の特徴を生かした魅力ある商品づくり(ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた対応)
- ・ 受入体制の整備・体験型観光の宣伝、誘致
- ・ 持続可能な体験観光への取組

IV 各主体に期待する役割

アウトドアガイド及びアウトドア事業者

- ・ 安全の確保、自然環境の保全、産業活動への配慮
- ・ アウトドア活動のルールとマナーの指導
- ・ 利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるよう、レベルの維持及びスキルアップ
- ・ 優れたアウトドアガイドの育成・確保に向けた社内研修の充実

アウトドア活動を行う者

- ・ 野外活動に伴うリスクの認識、自らの責任による安全の確保
- ・ ルールとマナーの遵守や自然環境の保全、地域の住民や産業活動等への配慮

道民

- ・ 将来の世代のために、自然環境を保全する心の育成
- ・ 自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することに対する認識
- ・ アウトドア活動の体験を持つこと

V 計画の推進

1 推進体制

- ・ 時代の変化に適切に対応するため、関係部局と連携のもと、機動的かつ効果的に推進

2 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力

- ・ アウトドア事業者、道民等の主体的な取組を基本に、国や市町村と連携
- ・ 道民、アウトドア事業者、行政機関などのネットワーク形成

3 推進管理

- ・ アウトドア活動を巡る情勢の変化などに対応した的確な施策の展開を図るとともに、施策の推進状況を把握し、施策への反映